

2021年12月22日

各位

会社名 株式会社GA technologies
代表者名 代表取締役社長執行役員 CEO 樋口 龍
(コード番号：3491 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 福富 友哉
(TEL 03-6230-9180)

取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額 及び内容に関するお知らせ

当社は、2021年12月22日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案(以下「本議案」といいます。)を、2022年1月27日開催予定の第9期定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社の対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から本議案について総会において陳述すべき特段の事項はない旨の意見を受けております。

また、本議案における報酬等の額、割り当てられる新株予約権の数その他の新株予約権の内容等は、上記の目的、昨今の経済情勢等を含めた当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されたものであり、相当であると考えております。

II. 議案の内容(本制度における報酬等の額及び内容)

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬額は、会社法第361条第1項に基づき、2020年1月28日開催の第7期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分年額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)

とすること、また 2021 年 1 月 28 日開催の第 8 期定時株主総会において、当該報酬枠の額の内枠について、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 60 百万円以内とすることをご承認いただき、今日に至っております。

今般、上記目的等を踏まえ、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬制度を見直すこととし、上記ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 60 百万円以内とすることは維持しつつも、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容を変更いたしたく存じます。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 5 名（うち、社外取締役 1 名）であります。本定時株主総会において本議案とあわせて付議予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案が原案どおり承認可決されました場合には、5 名（うち、社外取締役 2 名）となり、今回のストック・オプション付与の対象となる取締役はその内の 2 名となります。

2. 報酬等の内容(ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容)

(1) 対象取締役に対する新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限は、400 個とする。

(2) 対象取締役に対する新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は 40,000 株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において二項モデルにより算出される公正な評価額とする。なお、新株予約権の割当を受けた者に対しては、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該報酬債権と当該払込金額の払込債務とを相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から割当日後 10 年を経過する日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期满了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画についての株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) その他の新株予約権の募集事項
- その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上